

地主・経営者のための情報マガジン

AgriTimes

あぐりタイムズ vol. 62

2010 / 9月号



みなとみらいの風景（撮影：志方）

税金と資産運用のプロとして
ランドマーク税理士法人はお客様満足度No.1を目指します

今月の掲載内容

今月の目玉

相続税を計算してみよう

1p

8月のセミナーのご案内

4p

損害賠償金・共済金（保険金）の取り扱い

5p

今月のトピック「増販増客シリーズ第23弾」

7p

無料相談会、お客様の声、税務カレンダー

9p

職員紹介

10p



お電話でのお問い合わせ

0120-48-7271

（東京・神奈川以外）

045-929-1527

当事務所ホームページも是非ご覧下さい！

ランドマーク税理士法人

検索



【相続税対策】 <http://www.zeirisi.co.jp>

【法人】 <http://www.landmark-tax.com>



相続税を計算してみよう

Q

相続税はどのようにして計算されているのですか？

A

相続税の計算の全体の流れは次のようになります。

第1ステップ

第2ステップ

第3ステップ

課税価格の計算

→相続税の総額の計算

→各人ごとの納付税額の計算

※第1ステップの前に、相続人の把握と相続分の確定、財産評価があります。

1. 課税価格の計算

相続税の課税価格の計算式は、次のとおりになります。

$$\left[\begin{array}{l} \text{本来の} \\ \text{相続財産} \end{array} + \begin{array}{l} \text{みなし相続財産} \end{array} \right] + \begin{array}{l} \text{相続時精算課税} \\ \text{贈与財産} \end{array} - \begin{array}{l} \text{債務および} \\ \text{葬式費用} \end{array} + \begin{array}{l} \text{相続開始前} \\ \text{3年以内の贈与財産} \end{array} = \begin{array}{l} \text{課税価格} \end{array}$$

※ 非課税財産 は除かれます

○本来の相続財産

…不動産、金銭、有価証券、事業用資産、特許権、自動車、貴金属、貸付金、ゴルフ会員権などの金額に換算できる財産。

○みなし相続財産

…民法上の相続財産ではないが、実質的には相続等により財産を取得するのと同様の経済的効果があるものについて、課税の公平を図るために、相続等により取得したものとみなして課税されるもの。死亡保険金、死亡退職金（死亡後3年以内に支給が確定したもの）、など。

●非課税財産

…社会政策的見地や国民感情等から相続税の対象とすることが適当でないもの。仏壇、墓地、国、地方公共団体等へ寄付した一定の要件を満たす財産、相続人が受け取った死亡保険金のうち非課税限度額（500万円×法定相続人の数）までの金額など。

このように、財産の中には課税対象から外すべき財産があるので、余計な税金を払わないようにするためには、これらの財産を洗い出すことが重要となります。

2. 相続税の総額の計算

相続税の計算は、各人が取得した財産から直接、その人が負担すべき税金を計算するのではなく、まず、相続財産全体にかかる相続税の合計額を計算し、その後、その合計額を各人に配分するという仕組みになっています。このステップでは前のステップで計算した「課税価格」を基にして、「相続税の総額」を計算します。

まず「課税価格」から、遺産に係る基礎控除額（5,000万円+1,000万円×法定相続人の数）を差し引きます。そして、その残額を法定相続人の数に応じた相続人が法定相続分に応じて取得したものと配分した取得金額に、相続税の税率（※1）を乗じて求めたそれぞれの金額を合計して総額を計算します。

この「相続税の総額」を、各々が取得した正味財産額の「課税価格」に占める割合で按分し、各人の相続税額を算出します。

（※1）相続税の税率（速算表）

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～3億円以下	40%	1,700万円
3億円超～	50%	4,700万円

3. 各人ごとの納付税額の計算

相続で財産を取得した人が実際に納付する税額は、相続税の総額を基に算出される各人ごとの相続税額に、相続税額の加算を行い、さらに税額控除等の額を差し引いて計算します。

相続税額が加算される例としては、財産を取得した者が、その相続または遺贈に係る被相続人の配偶者および1親等の血族以外の者の場合がそれにあたります。つまり、被相続人の孫養子（代襲相続人は除く）へ相続をするようなケースです。

減算する例として代表的なものは、配偶者に対する相続税額の軽減です。夫の財産は妻の助けがあってこそ形成されたものであることを配慮し、その妻の老後の生活を保障する、という趣旨の制度です。

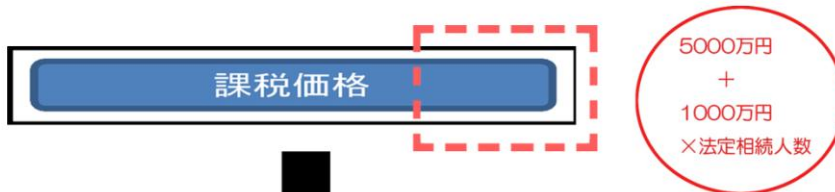
この配偶者の税額軽減額は、次の算式によって計算されます。

$$\text{相続税の総額} \times \frac{\text{配偶者の法定相続分相当額 (1億6千万円に満たない場合には1億6千万円) と 配偶者の実際取得額とのうちいずれか少ない方の金額}}{\text{課税価格の合計額}} = \text{配偶者の税額軽減額}$$

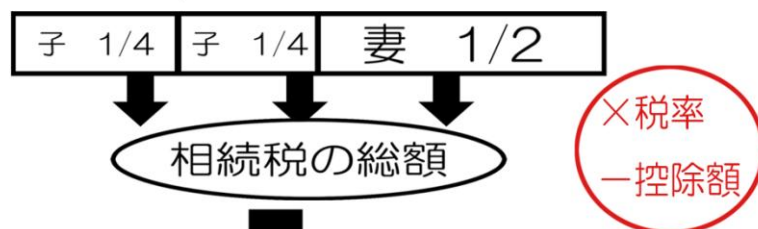
◎遺産の総額を計算します

本来の相続財産	みなし相続財産	相続時精算課税贈与財産	相続開始前3年以内の贈与財産
非課税財産		債務・葬式費用	課税価格

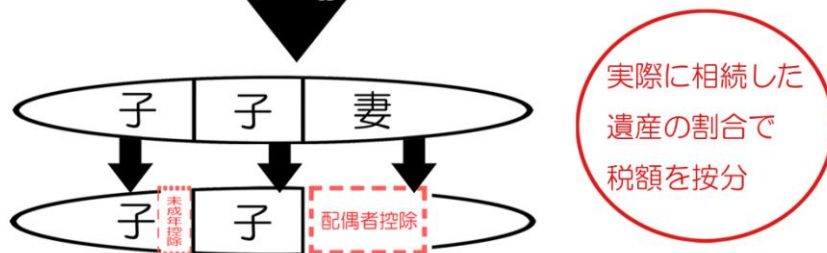
◎基礎控除分を除きます



◎法定相続分に分けて相続税の総額を計算します



◎それぞれ各人の税額を計算します



定例セミナーのお知らせ

ご参加特典！

平成 22 年 8 月 25 日 (水) 15:00~16:30

セミナー参加者に「平成 22 年版税金ガイド」をプレゼント！



第 1 部

『土地の評価でこんなにも違う相続税』 ～納め過ぎた税金が還ってくる～

過去 5 年以内に相続税の申告をされた方は、相続税が戻ってくる可能性があります。特に相続財産に「土地」が多くある場合、土地の評価で大きく相続税額が変わります。セミナーでは、実際に 1 億 4 千万円が戻ってきた事例などを交えて、プロの相続税還付方法を詳しく解説します。

1. 相続税が還付される 3 つの理由とは？
2. 相続税が還付された成功事例

第 2 部

増販増客事例！『ブランディング戦略で集客モデルを構築』 ～美術大学予備校で入学者数前年比 152%を達成！～

大手予備校の模倣戦略から脱却。独自の強みを活かし、ニッチ市場を築いた美術大学予備校を例に、全業種において応用可能な“売り上げアップの手法&集客の秘密”を経営者の皆様に伝授いたします！

1. CTPT マーケティングとは？
2. 成功事例紹介 ～支援者の取り組みを映像にて～
 - ・現状
 - ・CT 設定
 - ・PT 設計 (成功のポイント)
 - ・成果

●開催概要●

平成 22 年 8 月 25 日 (水) 15:00~16:30 (受付開始 14:30)

会 場：横浜ランドマークタワー25階 セミナールーム 4 (2517)

[横浜市西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号横浜ランドマークタワー25 階]

交 通：桜木町駅 (JR・市営地下鉄) 徒歩 5 分、みなとみらい駅 (みなとみらい線) 徒歩 3 分

定 員：20 名様 (先着順)

参加費：1,000 円 (関与先様および 2 回目以降の方、ご紹介による参加者様は無料です。)

●お申し込み方法●

お電話、FAX、ホームページからお申込みいただけます。

お申込み後、案内状をお送りいたします。

電話：0120-48-7271 / 045-929-1527 (東京・神奈川以外)

FAX：045-929-1528 (※同封の申込用紙をご覧ください。)



ホームページから、セミナー報告や参加者様からのご感想をご覧ください。

「ランドマーク税理士法人」で検索してみてください！

ランドマーク税理士法人

検索

損害 賠償金・共済金（保険金）の取り扱い

Q 農作物の運搬作業中、車で追突されて先方から見舞金と共に、車両と商品に対する損害賠償金を受け取ったのですが、このお金は課税対象になるのですか？

A 見舞金と車両に対する損害賠償金には課税されず、商品に対する損害賠償金にのみ課税されることとなります。

損害賠償金・共済金は偶然の事故により発生した現実の損害の補填を目的とするものなので、その対象となる範囲はとてまもなく広がっています。そのため、税務上の取扱いも複雑になっているので、その処理には注意が必要です。

解説

一、損害賠償金支払いの処理

基本的に、業務の遂行に関わるものであれば、その支出した損害賠償金は、その事業年度の必要経費の額に算入できます。例えば、取引先に向かう途中で交通事故を起こした場合は、支払った損害賠償金の全額が必要経費として扱われます。同様に、従業員が事故を起こした場合にも、必要経費とすることができます。

人身事故の場合では、損害賠償額が最終的に確定する示談の成立までに、かなりの期間を要するため、賠償金の一部を支出しているときがあります。そのようなケースでは、金額の確定前においても、その支出した金額は必要経費に算入することができます。

ただし、故意または重過失に基づいた事故であれば、必要経費とすることはできないので、ご注意ください。飲酒運転をしていた場合、猛スピードで運転をしていたといった場合等々がこれにあたります。

二、損害賠償金・共済金(保険金)を受け取ったら

心身に加えられた損害に対する賠償金・共済金などは、国民感情からいっても課税するにふさわしくないなどの理由により、原則としてどのような税金も課されません。また、傷害を受けた人と支払を受けた人が異なる場合であっても、その支払を受けた人が傷害を受けた人の配偶者などの親族であれば、その共済金についても非課税となります。ただし、その搭乗者（被共済者）が死亡した場合に受け取る死亡共済金であれば、課税対象となる可能性があり、その課税関係は共済掛金負担者が誰であったかにより税法上の処理は異なります。その課税関係は次ページの表のとおりです。

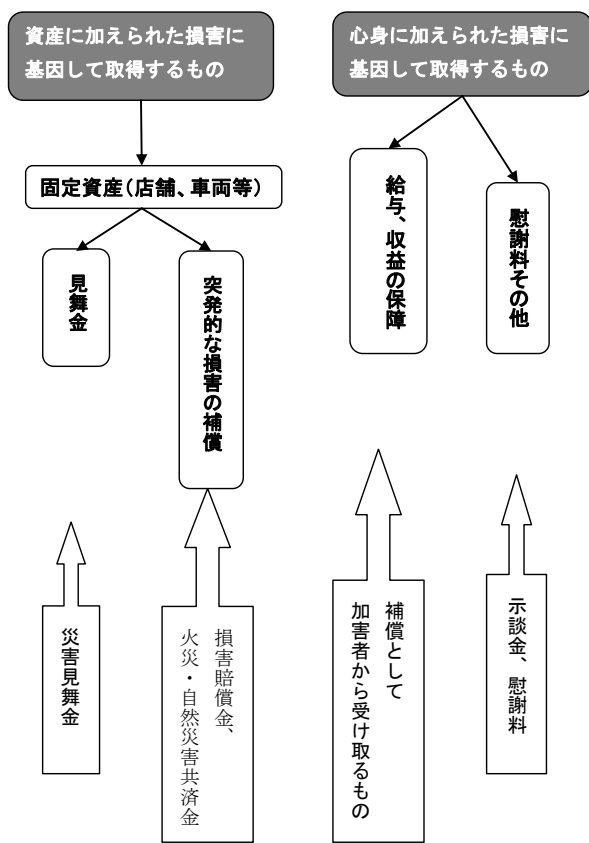
個人事業者が使用人を被保険者として共済掛金を負担しているときも、共済掛金の給与所得としての課税の有無を問わず、相続税等の課税上は使用人が保険料を負担したのものとして取り扱われます。つまり、事業中の事故で使用人が死亡し、その共済金が妻に支払われた場合は相続税の課税対象となります。

また、モノに掛けられている共済の場合では、生命共済などのような人を対象とした共済とは課税関係が異なってきます。

モノである棚卸資産（商品）が損害を受けたことにより取得した共済金は、事業所得等の収入金額に代わるものという性質があるので、その業務に係わる所得の収入金額として所得税の課税対象となります。棚卸資産は売買を目的とする資産なので、その損失を補填する共済金は、売却金額に代わるものとして、事業所得の収入金額に算入しなければならないためです。その一方で、車両などの固定資産の補償に関しては、突発的な事故に基因するものであれば非課税となります。

このように、損害賠償金・共済金の取り扱いは、個々の事情を考慮する必要があり、実に複雑なものとなっています。税務上の処理に不安を感じたら、まずは専門家に相談することをお奨めします。

＜非課税となるケース＞



＜死亡共済金を受け取った場合の課税関係＞

被共済者 (搭乗者)	契約者 (共済掛金負担者)	共済金受取人	課税関係
A	A	B(相続人)	相続税(みなし相続財産・非課税枠あり)
A	A	B(相続人以外)	相続税(みなし遺贈・非課税枠なし)
A	B	B	所得税(一時所得の収入金額)
A	B	C	贈与税(みなし贈与財産)



今月のピック 「増販増客シリーズ 第23弾」

今月はココに注目！「住宅関連業：タイミングの良いチラシで成功の巻」

チラシ1万倍！診断チラシで大幅受注増

今回ご紹介する事例は屋根、外構工事が主体の地方の工事店で、年商約3億円。住宅会社から屋根、外構の工事受注(約2億円)を主に請け負っていました。しかし、年々工事額が減少し、かつ粗利が極めて少ない状況でした。そこで、外部コンサルタントの指導で3万枚のチラシ大量配布を行いました。20件程度の問合わせで数回実施、20万円台～100万円に足りない程度の受注で推移するという、壊滅的な成果になっていました。

★新聞折込チラシから台風のタイミングを計算した診断チラシへ

そんな状況の中で、お客様の困ったタイミングを計算した『診断チラシ』を投函する方式に切り替えました。まずは台風一過のお宅をターゲットに、事前にチラシを作成しておき各戸に投函。さらに、台風が過ぎた翌日に各戸の屋根状図(やねふせず)を手書きで示し、問題点を指摘したチラシを投函しました。

その結果『診断チラシ』300枚で、1000万円もの受注に繋がりました。効率的観点から見るとチラシ1枚当たり算では、なんと！1万倍という大きな成果の差が出たのです。

お客様はごく普通の時期に屋根修繕のチラシを見て瓦がズレていることを知っていても需要には繋がりません。

台風の翌日であれば、雨漏りの痕跡や壁の膨潤などの状況があるため需要につながる可能性が高くなります。

季節風のタイミングを見計らって、ターゲットの心理状態を考え、対応する迅速な営業を行ったことが成功につながったと言えるでしょう。

～ ま と め ～

現状：

不況下、住宅会社からの受注は、恒常的な売上減少。今後、住宅建設の減少は必至！
訪販で独自の受注実績があるが、担当の後継者が会社全体をみる必要に迫られている。
著名コンサル会社からチラシPromotionの大成功事例を聞き、依頼して実施したが、受注は逆に激減した。

課題：

チラシ方式は、決して簡単ではないことを手痛く認識。
しかし住宅会社の下請けを脱しないと、未来はないことも明白。
新しいMarketing、Promotionの開発が課題。

T : ターゲット

台風一過のお宅を、ひとまずターゲット

季節のターゲットを決め、事前にチラシを作成しておき、各戸へ配付。しかも台風一過の状況に応じた個別の手書きチラシを配付する。まずは、台風一過をテーマとし、事後、シーズン対応の Promotion (販促) スケジュールを年間設定した。

C : コンセプト

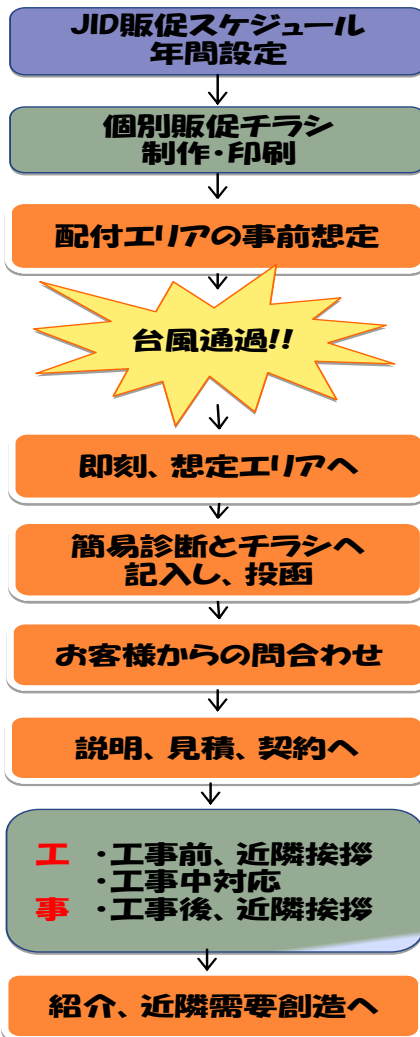
Marketing を「単純訪販方式」の姿勢から脱し、個客 JID Promotion の実践。

まず、季節風をターゲット

とにかくチラシをタイミングよく配付しなければ需要は派生しないし、成約率は高まらない。成約率を高めるため、個客対応の手書きでコメントをつけた『診断チラシ』の絞り込み配付。

このポイントを徹底した Marketing 展開を図る。JID (just in demand)

P : 誘客プロセス



成果 :

地方工事店…チラシの工夫で大幅受注増
コンサルタント会社の指導で実施したチラシで成果は壊滅的！！

それをやめ、個客が困るタイミングを計算した診断チラシで大成功！！

3万枚のチラシの成果ゼロ！！

→300枚のチラシが1千万円！！

PT : 成功のポイント

(販売プロセスとツールの特色)

1. 年間販促スケジュール設定
2. 個客別販促チラシ
3. 直後配付、診断投函
4. 事前対応、事後対応

【増販増客事例集 ver.2 事例:企画塾 JMMO】

うちも増販増客したい!という方は、当事務所はまっこ増販センターまでお気軽にお声掛けください!

無料相談会のお知らせ

顧問弁護士と司法書士が誠意をもってお伺いいたします。

どんなお悩みでも構いません。お気軽にご相談ください。

《実際にご相談のあった事例です》

- ・相続対策として、何から始めたらよいかわからない
- ・相続の際に親族間で争いにならないか心配だ
- ・アパートのオーナーだが、立ち退き問題で困っている
- ・家賃を滞納されて困っている・・・など

●お申し込み方法●

電話：0120-48-7271 / 045-929-1527

メール：seita-yukihiro@tkcnf.or.jp

H P : http://zeirisi.co.jp

●顧問弁護士へのご相談

8月12日(木) 太田 壽郎 弁護士

●顧問司法書士へのご相談

8月19日(木) 田近 淳 司法書士

※いずれも午前10時～12時まで、横浜緑事務所に開催いたします。

お申込みは、開催の一週間前までにご連絡ください。

相続税の
申告を
された

お客様の声

お客様から頂いたあたたかいお言葉をご紹介します。

色々アドバイスをいただきとてもスムーズに進んでとても満足しています。

次回もお願いしたいと思います。

横浜市青葉区 Y様より

その他感想・ご意見をお聞かせ下さい。

(良かった点・改善点・気になった点・事務所に対する要望はございますか?)

色々アドバイスをいただき、とてもスムーズに進んでとても満足しています。次回もお願いしたいと思います。

大変お世話になりました。親切・丁寧に接していただき、ありがとうございました。また、税務代理報酬・税務書類の作成報酬も安く上がり、本当に助かりました。お礼申し上げます。

横浜市都筑区 K様より

その他感想・ご意見をお聞かせ下さい。

(良かった点・改善点・気になった点・事務所に対する要望はございますか?)

大変お世話になりました。親切・丁寧に接していただき、有難う御座りました。また、税務代理報酬、税務書類の作成報酬も安く上がり、ほんとうに助かりました。お礼申し上げます。

納税カレンダー

計画的な納税にお役立てください。

＜8月～9月＞

[税目]	[期間]	[納期限]
固定資産税	2期分	8/2(月)
所得税予定納税	1期分	8/2(月)
個人住民税	2期分	8/31(火)
個人事業税	1期分	8/31(火)
個人消費税	中間申告	8/31(火)

《所長の一言》

だんだん秋が近付いてきました。スポーツにレジャーに楽しんで、また仕事に励んでいきましょう。

